

埼玉県福祉のまちづくり条例の概要について

資料1-1

■ 目的

高齢者、障害者等※が円滑に利用できる生活関連施設の整備促進や福祉のまちづくりに関する施策を推進することにより、すべての県民が安心して生活し、かつ、等しく社会参加することができる豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することを目的としている。

※「高齢者、障害者等」：高齢者、障害者、妊産婦、子ども等で日常生活又は社会生活に行動上の制限を受けるもの

■ 役割

事業者

- ・事業の用に供する施設について高齢者、障害者等が円滑に利用できるような必要な措置を講ずる。
- ・県、市町村が実施する福祉のまちづくりに関する施策へ協力する。

県

- ・事業者及び県民の参加と協力の下、福祉のまちづくりに関する基本的かつ総合てきな施策を策定、実施する。

県民

- ・福祉のまちづくりについて理解を深め、自ら福祉のまちづくりに努めるとともに、相互に協力して福祉のまちづくりを推進する。
- ・県及び市町村が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力する。
- ・高齢者、障害者等の生活関連施設の円滑な利用を妨げてはならない。

■ 主な整備項目と基準 ※____バリアフリー法にない整備項目

- ◆ 建築物(学校、病院、劇場、百貨店、ホテル、飲食店、銀行など)
 - ・利用円滑化経路(高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路)
 - 例: 出入口の幅80cm以上、廊下等の幅1.2m以上
 - ・便所 → 例: 車椅子使用者の利用可能な空間
 - ・カウンター等(カウンター、記載台、公衆電話台)
 - 例: 車椅子利用者の利用に配慮した高さ、下部に利用しやすい空間
- ◆ 公共交通機関(駅舎、駅前広場)
 - ・エレベーター → 例: かごの幅1.4m以上、奥行き1.35以上
 - ・券売機 → 例: 金銭投入口等の高さは車椅子使用者の円滑な利用に配慮、点字運賃表
 - ・育児用施設 → 育児用施設を設けるよう努めること。
- ◆ 公園
 - ・出入口 → 例: 幅1.2m以上、路面の表面はぬれても滑りにくい素材、かつ平たん
 - ・案内板 → 例: 位置、高さ、照明等は高齢者、障害者等に配慮
 - ・育児用施設 → 育児用施設を設けるよう努めること。
- ◆ 道路
 - ・歩道 → 例: 有効幅員2m以上
 - ・横断歩道 → 例: 車道と同じ高さ
- ◆ 路外駐車場
 - 例: 車いす使用者用駐車区画の幅3.5m以上
案内表示(出入口付近)

